

USJC 人権方針（人権政策宣言）

USJC は、国連グローバル・コンパクト、国際労働事務所三者原則宣言、多国籍企業に関する OECD ガイドライン、国連世界人権宣言、国連企業人権規範、国連ビジネスおよび人権指針などの国際基準・基準の本質に従い、日本国の規制に準拠して人権政策を策定しています。

適用範囲

本方針は、USJC およびその再投資事業に適用されます。USJC は人権の尊重・保護に取り組み、日常業務およびすべての事業活動が関連する法令・要件を満たすよう確保します。また、サプライヤー、ビジネスパートナー、顧客、ならびに USJC の運営や事業活動に関与するその他の関係者に対しても、本方針の遵守を求めます。

当社の取り組み

USJC は、従業員、顧客、サプライヤー、ビジネスパートナー、ならびに USJC の事業が展開される地域社会を含め、事業活動のあらゆる側面において人権課題を考慮します。ステークホルダーが自由かつ安全に意見を表明でき、またその提案や懸念に対して適切に対応できるよう、コミュニケーションの窓口を設置します。USJC は、人権方針の実効性を確保するため、以下の管理原則を遵守します。

管理原則

- 事業拠点における現地の法令を遵守し、安全な労働環境を提供します。
- 強制労働、児童労働、人身取引を禁止します。
- 人種、性別、性的指向、年齢、国籍、政治的信条、宗教、婚姻状況、障がいの有無等に基づく差別を行わず、平等な雇用機会と公正な待遇・報酬を提供します。
- 結社の自由を保障し、従業員の平和的集会および団体交渉の権利を尊重します。
- 安全で衛生的かつ健康的な労働環境を提供します。
- プライバシーを尊重し、個人データの収集および利用が関連する法令・規制要件に適合していることを確保します。
- あらゆる形態の差別、いじめ、ハラスメントの防止と根絶に取り組みます。
- 責任ある調達および責任ある生産を推進し、サプライチェーンに紛争鉱物が含まれないよう確保します。
- 事業活動における潜在的なリスクを把握・検証するため、定期的に人権リスク評価を実施します。
- 人権リスクによる影響を軽減するための緩和策および是正措置を整備・実施します。
- 情報の透明性を確保するため、人権に関するガバナンスの状況を定期的に開示します。

USJC 差別防止方針

USJC は、職場におけるあらゆる違法行為に対して「ゼロ・トレランス（不寛容）」の原則を採用することを明確に宣言します。職場において、顕在・潜在を問わず、あらゆる差別およびハラスメントを禁止するとともに、すべてのサプライヤーならびにパートナーに対し、本原則の遵守を求めます。

差別に対するゼロ・トレランス

USJC は、人種、肌の色、国籍、性別、性的指向、年齢、婚姻状況、政治的立場、宗教上の信条、ならびに業務遂行能力と無関係なその他の個人的特性に基づく、職場における差別を禁止します。また、差別的言動、ならびに採用・評価・昇進等の判断において上記の特性を判断基準として用いる行為等についても禁止します。

ハラスメントの禁止

USJC は、職場におけるハラスメント行為を禁止します。

教育・研修・啓発の実施

USJC は、全従業員を対象に、差別およびハラスメント防止に関する教育・研修を実施します。加えて、毎年定期的に啓発活動およびコンプライアンス（法令遵守）に関する確認（テスト等）を行い、差別ゼロ、ハラスメントゼロ等を基盤とする職場文化の醸成に取り組みます。

通報および調査手順

職場における差別、ハラスメント、その他の違法行為に対応するため、当社は以下の通報窓口を設置しています。

○違法行為・コンプライアンス違反等

通報用メールアドレス：usjc-whistleblowing@dl.usjpc.com

○差別・ハラスメント行為等

- 通報ホットライン：内線 73-2233

- 通報用メールアドレス：usjc-jinken-staff@dl.usjpc.com

当社の全従業員は、差別やハラスメントのない職場環境を維持する責任を負っています。職場で差別やハラスメント、その他の違法行為を受けた、目撃した、または見聞きした場合は、速やかに上記の通報ホットラインへ連絡すること。

通報を受理した後、当社は秘密厳守の原則のもとで事実関係の調査を行います。申立内容が事実であると確認された場合、当社は加害者に対して適切な懲戒処分を含む必要な措置を講じます。

懲戒措置

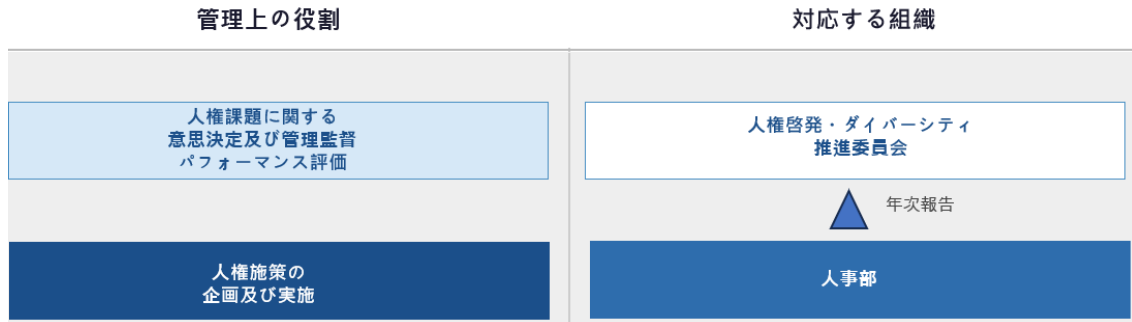
当社は、職場におけるあらゆる差別、ハラスメント、その他の違法行為に対し、事案の重大性に応じて、相応の是正措置および懲戒処分を実施します。特に悪質または重大な場合には、解雇を含む厳正な措置を講じます。

また当社は、申告者・通報者、または調査に協力した者に対するいかなる報復行為も禁止します。報復行為が確認された場合は、懲戒処分の対象とします。

人権尊重

USJC の人権啓発・ダイバーシティ推進委員会は、人権課題の管理における最高意思決定・監督機関として、管理監督の役割を担っています。

人権ガバナンス体制



公正な施策の実施と人権保護

USJC は国際労働局の三者原則宣言、多国籍企業に関する OECD ガイドライン、国連世界人権宣言、国連グローバル・コンパクトを支持・尊重しています。

USJC の労働権問題への重点

・労働

強制労働の禁止、児童労働の禁止、労働時間、賃金および福利厚生、人権の保護、差別禁止、結社の自由。USJC の採用方針では、児童労働（16 歳未満）の利用を禁止するとともに、児童労働の利用につながる可能性を禁じています。

・倫理

ビジネスの誠実性、不適切な利益の取得の禁止、情報の開示、知的財産、公正な事業活動、広告および競争、個人情報保護の保護、鉾物の責任ある調達、プライバシー、報復の禁止。

・公平性と差別禁止

USJC は職場におけるハラスメント、差別的行動を禁止しています。USJC は、採用、評価、昇進の基準として、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性自認や表現、民族または国籍、障害、妊娠、宗教、政治思想、婚姻状況などの要素を採用、評価、昇進の基準として用いません。さらに、この方針は賃金、昇進、報酬、研修の機会には影響しません。

従業員とのコミュニケーション

USJC は、従業員の団体交渉、集会、結社の自由を尊重しています。

従業員およびその代表者は、労働条件等について経営陣と率直にコミュニケーションを図り、差別、報復、またはハラスメントを恐れることなく、自身の意見や懸念を表明することができます。

人権相談窓口

取扱：人権に関するご相談（ハラスメント、育児休業・産後パパ育休等）

連絡先：内線 73-2233

usjc-jinken-staff@dl.usjpc.com

内部通報窓口

取扱：法令や当社の行動の規範に反する、又は反する疑いがある行為に関する相談・通報

連絡先：usjc-whistleblowing@dl.usjpc.com